

アナログ放送の停波後の課題

1. 新たな難視等への取組み

(1) 取組状況

総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会は、地元地方公共団体・住民と調整の上、平成 21(2009)年 8 月に新たな難視対策のための「難視地区対策計画」を策定・公表するとともに、新たに整備された国やNHKの助成制度を活用しつつ、地上系による放送基盤の整備に努めた。

また、地上系放送基盤の整備がアナログ放送終了後となる世帯に対しては、無償にて地デジ難視対策衛星放送による対策を実施した。

デジタル混信について、総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会は、平成 21(2009)年 9 月から随時、「デジタル混信対策計画」を策定・公表し、アナログ放送の停波までに受信側対策を中心に実施（一部地デジ難視対策衛星放送による対策を実施）した。また、アナログ放送の停波後には、デジタル混信を抜本的に解消するために恒久対策としてチャンネル変更作業を進めている。

(2) 今後の取組みについての提言

新たな難視等により地上系放送基盤の整備が新たに必要とされる世帯は、総務省の公表によると本年 3 月末で約 16.1 万世帯となっている。このうち、約 9 割を超える世帯（約 14.5 万世帯）で対策計画が策定済みとなっており、総務省及び放送事業者は、対策計画に従い、平成 27(2015)年 3 月末までに対策が完了するよう取り進める必要がある。

また、対策計画が未策定の世帯について、総務省及び放送事業者は、地元地方公共団体・住民の方々と調整の上、平成 27(2015)年 3 月末までに対策完了するための計画を早期に策定する必要がある。

2. デジタル放送用周波数の再編（リパック）

(1) 取組状況

総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会は、平成 21(2009)年 4 月に「デジタル放送用周波数再編実施計画（リパック実施計画）」を策定・公表するとともに、総務省は、対策経費の全額を国の負担とする制度を整備し、計画的に対策を進めている。

また、総務省は、対策に当たって、リパックのためのコールセンターを設置し、また、チャンネル切り替えを実施する局所には作業開始の概ね 1 か月前より現地対策事務所を開設し周知活動を実施している。

(2) 今後の取組みについての提言

デジタル放送用周波数の再編（リパック）は、地上テレビ放送のデジタル化による周波数の効率的利用を図るための国（総務省）の政策的観点で実施する作業として、これまでに52局所での対策が混乱なく完了した。

現在対策実施中の2局所に加え、地上デジタル放送への移行が延期された岩手県（8局所）及び宮城県（3局所）でのリパック対策が計画どおりに行われるよう、対象地域における住民周知や相談窓口による対応等を行う必要がある。

3. デジアナ変換サービスの終了

(1) 取組状況

総務省は、平成22（2010）年2月にケーブルテレビ事業者に対して暫定的措置であることを明確にした上で、デジアナ変換サービスの導入についての要請を行い、併せて、本サービスを導入するケーブルテレビ事業者に対する補助制度を整備した。その結果、本年3月現在、486施設（加入者の合計約2,458万世帯）で利用が可能となっている。

一方、ケーブルテレビ事業者は、総務省と連携し、本サービスの開始にあたって、コミュニティ（自主放送）チャンネル、番組ガイド紙、自社ホームページ、ダイレクトメール、新聞チラシ等を活用し、加入者に対してデジアナ変換サービスが暫定的措置であり、機能上も制約がある等の周知を実施した。

(2) 今後の取組みについての提言

デジアナ変換サービスは、地上デジタル放送への移行のための環境を整備する観点から、視聴者がアナログ受信機をデジタル受信機に置き換えるのに必要な時間を提供する緊急避難的な位置づけとして導入されたものである。

デジアナ変換サービスの開始にあたっては、ケーブルテレビ事業者が自社の加入者に対して、平成27（2015）年3月末までの期限とした暫定的措置であること、映像がレターボックスとなる等の機能上の制約があることを事前に周知したところであるが、デジアナ変換サービスの円滑な終了に向け、ケーブルテレビ事業者は、総務省や地方公共団体等とも連携し、本サービス終了時期の周知広報を強化するとともに、デジタル受信機への買い替え等に係る周知広報を図る必要がある。